

「がん保障特約付」 「リビング・ニーズ特約付」 団体信用生命保険の概要



団体信用生命保険による死亡・高度障害保障に加え、
がんと診断確定された場合、ローン返済に充当される団体信用生命保険です。

団体信用生命保険

死亡・所定の高度障害状態に
該当された場合、住宅ローン
残高相当額が保険金として
支払われ、債務の返済に充当
されます。

安心を



プラス

がん保障特約 リビング・ニーズ特約

がんと診断確定された場合に住宅ローン残高相当額
が保険金として支払われ債務の返済に充当されます。
また、がん以外の要因により余命が6カ月以内と
判断されるときもローン残高相当額が保険金として
支払われ返済に充当されます。

※保障開始日からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されたときはお支払い対象となりません。
※上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、保険金支払対象となりません。
※死亡保険金・リビング・ニーズ特約保険金、高度障害保険金、およびがん保険金は、重複しては支払われません。
いずれかの保険金の支払事由に該当されたときには、この保険から脱退となります。

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険をご利用いただけるお客様

※取扱金融機関の住宅ローンをご契約の方で、お申込時とご融資時の年齢が満20歳以上の方（加入年齢・償還年齢の上限は、取扱金融機関により異なりますので取扱金融機関へお問い合わせください。）
※生命保険会社にご加入を承諾した方。

対象住宅ローン



住宅用土地の購入、住宅の新築・購入・増改築資金、住宅ローンの借換え。
全国保証(株)保証付住宅ローンでご利用いただけます。

お手続き方法



全国保証株式会社保証付住宅ローンの申込手続きまでに「申込書兼告知書」
をご提出ください。
借入金額（保険金額）が通算して5,000万円を超える場合には所定の「専用
診断書」をご提出いただくことや、告知の内容によっては医師の診断書等を
追加でご提出いただくことがあります。

安心のサポート



死亡・高度障害の保障に加え、「がん」と診断確定されたとき、余命6カ月以内と
判断されるとき、住宅ローン残高相当額が、ローン返済のために支払われます。

ご注意

この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「契約概要」、「注意喚起情報」および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命のご説明」を必ずご確認ください。

がん保障特約付
リビング・ニーズ特約付

住宅ローン



取扱金融機関

全国保証株式会社

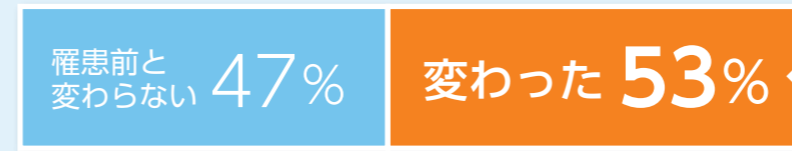
銚子信用金庫
<http://www.choshi-shinkin.co.jp>

がんにかかると、

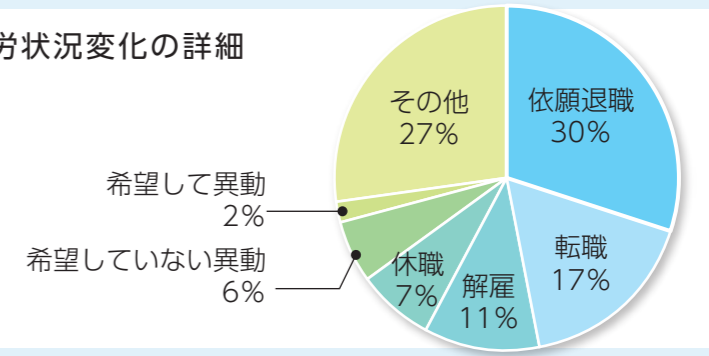
これまで通りに働くことができなくなることもあります。

半数以上の方が就労状況に変化があり、「依願退職」や「転職」を申し出るケースが多く、中には「解雇」のケースもあります。治療と仕事の両立が困難であることが現状であり、住宅ローンの返済にも影響を及ぼすことが推測されます。

■がんにかかった後の就労状況の変化



■就労状況変化の詳細



厚生労働省労働基準局 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会「第2回 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会(2012年3月12日)」資料より

「万が一の備え」に、お客様に住宅ローンご返済の安心をお届けします。

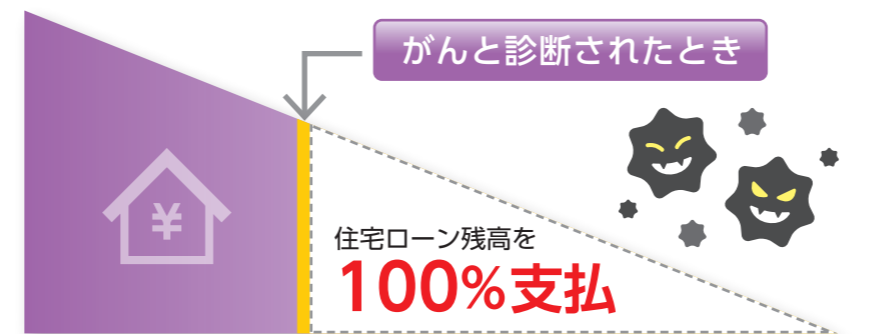
POINT 01

死亡または高度障害のとき、**住宅ローン残高が0円に**



POINT 02

がんと診断確定されたとき、**住宅ローン残高が0円に**



POINT 03

がん以外でも余命6カ月以内と判断されるとき、**住宅ローン残高が0円に**



MY健康医療サポート（無料相談サービス）のご案内

24時間健康・医療相談

例えばこんな時に…

- 夜中に子どもが泣きやまない。どうしよう。
- 6カ月も医者に通っているが、なかなかよくなる。

健康に関する不安や心配なことを、**24時間・年中無休のフリーダイヤル**でご相談いただけます。

メンタルヘルス相談

例えばこんな時に…

- 毎日がなんとなく不安で、鬱々としている。
- 最近疲れやすい。医者に診てもらったがどこにも異常はないと言われた。

電話または面談にて臨床心理士等の**専門家がカウンセリング**を行います。
(電話相談は無料。面談相談は年間5回まで無料で、6回目から10,000円程度かかります。)

テレセカンド®

例えばこんな時に…

- 現在の治療方針に不安がある。
- 他の治療法がないのか知りたい。

病院に受診することなく**名医(※)**による**電話相談**を受けることができます。
(ご利用は年度内1回となります。)

サービス対象疾患（確定診断されているもの）

- ・広義のがん（ただし良性脳腫瘍を含む）
- ・心臓疾患（原則手術を必要とするもの）
- ・脳動脈瘤（原則手術を必要とするもの）
- ・膠原病
- ・特定疾患（国の難治性疾患克服研究事業の調査研究対象疾患の一部）
- ・肝臓病の一部（原則手術を必要とするもの）
- ・眼科疾患の一部（原則手術を必要とするもの）
- ・整形外科疾患の一部（原則手術を必要とするもの）
- ・婦人科疾患の一部（原則、手術を必要とするもの。ただし、不妊治療は除く）

テレセカンドはBest Doctors, Inc.の商標です。
※名医とは米国ベストドクターズ社が専門医同士の相互評価に基づいて選出した優秀な専門医を指します。学会等認定の専門医ではありません。

※本サービスの利用者はがん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険に加入している方です。
※サービス利用にあたっては、ご加入時に配布する「MY健康医療サポート利用者規約」「テレセカンド®に関する事項」を必ずご覧ください。また、お電話いただいた際は、同規約に同意いただいているものとさせていただきます。